放課後子ども教室にしかわ実施要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和5年4月1日施行

(趣旨)

1. この要綱は、次代を担う児童の安全で健やかな成長を支える居場所として、地域協力

者の参画に基づく様々な体験・交流活動や読書・自主学習等の場を提供する「放課後子ども教室にしかわ」（以下「子ども教室」という。）を、西川小学校ミーティングルームに開設するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条　本事業の実施主体は西川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。

(事業内容)

第3条　子ども教室において、次に掲げる事業を行う。

1. 放課後における児童の安全な居場所の提供
2. 体験活動・遊び・自主学習の場の提供
3. 地域との交流の場の提供
4. その他、児童の健全育成に関し必要と判断すること

（利用者）

第4条　子ども教室を利用できる者（以下「利用者」という。）は、西川小学校(以下「小学校」という。)在籍の児童とする。但し、教育委員会が特に必要と認めた者については、この限りでない。

(開設日及び時間)

第5条　子ども教室の開設日及び開設時間は次のとおりとし、長期休業中の開催日又は学校行事等がある場合は、学校長と協議の上決定する。但し、特別な理由があるときは変更することができる。

(1)　小学校の登校日で月曜日から金曜日　14時30分から18時30分まで

(2)　土曜日・月曜日から金曜日までの学校休業日　７時30分から18時30分まで

(3)　長期休業日　7時30分から18時30分まで

(費用負担)

第6条　子ども教室運営は無料とするが、次に掲げる費用については保護者負担とする。

1. 保険料　利用者に係る傷害・賠償責任保険
2. 材料費等　子ども教室において使用する物品で、利用者の所有に属することとなるものの費用
3. その他　子ども教室の運営上利用者の保護者が負担することが相当と認められる費用

(児童の送迎)

第7条　子ども教室使用に際しての児童の送迎はについては、すべて保護者の責任に行うものとする。

(利用者登録)

第8条　子ども教室を利用する場合は、あらかじめ放課後子ども教室にしかわ参加登録申請書

(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。

2　利用者又は保護者に住所等の変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

（登録期間)

第9条　登録期間は、4月1日に始まり3月31日までとする。但し、年度途中の申請について

は、当該年度内とする。

（指導員等)

第10条　子ども教室の実施にあたっては、次の指導員等を配置する。

1. コーディネーター
   1. 小学校と子ども教室の連絡調整
   2. 活動プログラムの企画、年間計画の調整
   3. 推進員の連絡調整
   4. 推進員、安全管理員の確保・勤務割・出勤管理
2. 推進員
   1. 学習活動、体験活動、交流活動の実施
   2. 日報管理
   3. 子ども教室の施設管理、施錠等における学校との連携
3. 安全管理員
   1. 遊び、体験活動、交流活動等の実施をサポートし、子ども達の活動支援

(守秘義務)

第11条　コーディネーター、推進員、安全管理員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか、子ども教室に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。